

総務協議会協議事項

日時	令和7年5月21日(水)
午前10時	
場所	第一委員会室

○ 所管事項の報告について

- 1 パーテーションの買入れについて
- 2 篠ノ沢地区自家用有償旅客運送の実証運行について
- 3 八戸市土地開発公社の解散について
- 4 八戸市職員の育児休業等に関する条例の一部改正（案）の概要について
- 5 八戸市職員の勤務条件に関する条例の一部改正（案）の概要について
- 6 令和6年度八戸市一般会計補正予算専決処分について
- 7 八戸市市税条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分について
- 8 八戸市附属機関設置条例の一部改正（案）の概要について
- 9 八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正（案）の概要について
- 10 史跡是川石器時代遺跡第1期整備事業について
- 11 八戸市図書館における定期的な休館日の導入に向けた試行について
- 12 本部救急隊の運用について

パーテーションの買入れについて

災害時の避難所におけるプライバシーの確保、感染症の防止など、避難所生活環境の向上を図るため、パーテーションを買い入れるもの。

1 買入品名及び数量

品 名	数 量
ワンタッチポップアップ式パーテーション	7,851張

2 納入場所

48か所(風水害及び津波災害時の初動開設避難所等)

3 納入期限

令和7年12月26日

4 買入金額

53,543,820円

5 契約者

八戸市亮市二丁目4番2号

互光産業株式会社

笹ノ沢地区自家用有償旅客運送の実証運行について

1 目的

交通空白地である上長地区笹ノ沢地域において、町内会や地元の福祉事業者などの連携により実施する自家用有償旅客運送の導入に向けた支援を行い、地域主体による地域住民の移動手段の確保を目指す。

2 経緯

令和4年度：上長地区での「市長との公民館サロン」において、地区内交通手段の確保について要望あり。

令和5年度：「青森県持続可能な買い物支援サービス網構築事業（所管：県商工政策課）」を活用し、利用ニーズ等を把握するため、笹ノ沢地域を対象に3か月間、買い物バスの実証運行を実施。

令和6年度：上記買い物支援サービス事業の実証結果を踏まえながら、地域住民、福祉事業者及び市で7回協議を重ね、運行モデル案を検討。

3 実証運行の内容

笹ノ沢町内会が中心となって令和7年4月に協議会を組織し、福祉事業者の協力を得ながら、地域主体による自家用有償旅客運送の実証運行を行う。今年度は、実証運行から得られたニーズや課題、改善点を整理しながら、地域住民・運行主体・行政の3者による検討を続け、令和8年度からの本格運行を目指す。

＜運行モデル案＞

- ①実施主体：笹ノ沢地域交通運営協議会（会長：笹ノ沢町内会長 加藤義男）
- ②運行形態：福祉事業者の車両（5～8人乗り程度）を使用
- ③運行区域：笹ノ沢生活館周辺～八戸駅西口（約3.7km）
- ④運行回数：週2回（火・金曜日）/1日4便
- ⑤利用料金：1乗車1人200円

4 事業費

コミュニティ交通実証運行補助金 1,500千円

5 スケジュール（予定）

- 5月21日 八戸市公共交通会議での審議
- 5月下旬 青森運輸支局へ登録申請
- 7月～1月 実証運行
次年度以降の本格運行体制の検討

（参考）

※自家用有償旅客運送とは

交通空白地において、地域の住民や観光客などを対象に、市町村やNPO法人などが自家用車を使用して有償で運送するもの。（道路運送法第78条第2号）

八戸市土地開発公社の解散について

1 土地開発公社の概要

- (1) 設立 昭和49年4月1日
- (2) 設立目的 公共用地、公用地等の取得、管理及び処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的とする
- (3) 基本財産 5,000千円（全額市が出資）
- (4) 事業種類
 - ①土地の取得、造成その他の管理及び処分
 - ②住宅用地の造成事業、港湾整備事業並びに地域開発のためにする臨海工業用地、内陸工業用地及び流通業務団地の造成事業
 - ③上記①及び②の業務に附帯する業務

2 事業実績

- (1) 実施事業数 40件
- (2) 総事業面積 185万5,619.83m²
- (3) 総事業費 198億8,277万7千円

3 解散を行う理由

八戸市土地開発公社は、昭和49年の設立以来、公共用地の先行取得を行うことで、年々上昇する地価への影響を抑えるなど公共事業の推進を担ってきたが、バブル経済崩壊後の土地価格下落に伴い土地の先行取得の意義が薄れてきており、平成10年度に行われた八戸南部氏庭園整備事業の用地先行取得を最後に、今まで事業実績がない状況が続いている。

また、令和6年6月に実施した府内意向調査の結果、今後、公社による土地の先行取得を要する公共事業が見込まれないため、役割を終えたものと判断されることから解散するもの。

4 所有財産（令和7年3月31日現在）

- (1) 負債及び所有土地は無し
- (2) 現金及び預金 70,151,697円（基本財産5,000千円を含む）

※清算後の残余財産は、全て八戸市に帰属する

5 解散に向けたスケジュール（案）

R7 4月	公社理事会（解散の同意、清算人及び代表清算人の選任）
5月	総務協議会へ報告
6月	市議会へ公社解散の議案提出
7月	県知事へ解散認可申請（認可日＝解散日）
8月	法務局へ公社の解散登記・清算人登記 県知事へ清算人の届出
8～10月	官報公告3回（最低2か月間）
11月	市へ残余財産引渡し 公社清算人会（清算報告、R7年度決算報告）
12月	法務局へ清算結了登記 県知事へ清算結了の届出 市議会へ経営状況報告

八戸市職員の育児休業等に関する条例の一部改正（案）の概要について

1 改正の理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、部分休業の取得方式の多様化に係る所要の改正をするとともに、その他規定の整備を行うもの。

2 改正する条例

八戸市職員の育児休業等に関する条例

3 改正の内容

- (1) 部分休業について、現行の1日に2時間を限度とする休暇に加え、年10日程度を時間単位で取得できる休暇を新設し、職員が部分休業申請時にいずれかのパターンを選択できるようにする。
- (2) 現行の1日2時間を限度とする休暇について、勤務時間の始め又は終わりに限り認める取扱いを廃止する。
- (3) 職員が部分休業のパターンを変更することができる特別の事情として、配偶者の負傷又は疾病による入院など当該変更をしなければ部分休業に係る子の養育に著しい支障が生じる場合を定めるほか、部分休業の承認等に関して規定の整備をする。

4 施行期日

令和7年10月1日

八戸市職員の勤務条件に関する条例の一部改正（案）の概要について

1 改正の理由

妊娠、出産等についての申出をした職員及び3歳に満たない子を養育する職員に対する意向確認等について所要の改正をするとともに、その他規定の整備を行うもの。

2 改正する条例

八戸市職員の勤務条件に関する条例

3 改正の内容

- (1) 職員が本人又はその配偶者が妊娠し、出産したこと等を申し出た場合における情報提供・個別の意向確認・意向配慮等の措置を定める。
- (2) 3歳に満たない子を養育する職員に対する育児に係る両立支援制度に係る情報提供・意向確認等の措置を定める。

4 施行期日

令和7年10月1日

令和6年度八戸市一般会計 補正予算専決処分の概要

処分年月日 令和7年3月31日

◎ 一般会計補正予算

1 歳 入 250, 000千円

(1) 市税	880
・個人市民税	(9, 880)
・軽自動車税	(△9, 000)
(2) 地方譲与税・県税交付金等	508, 768
(3) 地方交付税	349, 575
(4) 寄附金	19, 289
(5) 基金繰入金	△354, 212
・地域振興基金繰入金	(△300, 000)
(6) 市債	△274, 300

2 歳 出 250, 000千円

(1) 基金積立金	250, 000
・財政調整基金	(230, 711)
・その他基金(こども未来基金積立金等)	(19, 289)

八戸市市税条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分について

処分（公布）年月日 令和7年3月31日

1 改正の理由

令和7年度税制改正等における地方税法の一部改正によるものである。

2 改正の主な内容

《固定資産税》

(1) 地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）による固定資産税を減額する措置について、一定の要件に該当する場合には減額措置を適用できることを規定するとともに、適用期限を2年延長するもの。（附則第8条の3関係）

適用期限	現行	改正後
	令和5年度から令和6年度まで	令和5年度から令和8年度まで

【特例の概要】

長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税について、マンション管理組合の管理者等から減額措置の申告書の提出があり要件に該当するときは、所有者から申告書の提出がなかった場合においても減額する。

《軽自動車税》

(2) 軽自動車税種別割に係る二輪車の車両区分の見直し（第65条関係）

総排気量125cc以下で最高出力を4.0kW（総排気量50cc相当）以下に制御した原付バイクに係る種別割の税率を、現行の50cc原付バイクと同額の年額2,000円とするもの。

※現行の50cc原付バイクが、令和7年11月適用開始となる排ガス規制への適合が困難であること等により、今後の生産・販売の継続が困難になるため。

《その他》

条項ずれ、その他所要の改正を行う。

3 施行期日 令和7年4月1日

八戸市附属機関設置条例の一部改正（案）の概要について

1 改正の理由

地域スポーツ・文化活動検討協議会の名称を地域スポーツ・文化芸術活動検討協議会に変更するためのものである。

2 改正の内容

(1) 八戸市附属機関設置条例

○ 名称等変更する附属機関

	名称	担任する事務
改正前	<u>八戸市地域スポーツ・文化活動検討協議会</u>	中学校部活動の円滑な <u>地域移行</u> に向けた新たな <u>地域スポーツ・文化活動</u> の環境の整備に関し必要な事項について調査及び検討をし、意見を述べること。
改正後	<u>八戸市地域スポーツ・文化芸術活動検討協議会</u>	中学校部活動の円滑な <u>地域展開</u> に向けた新たな <u>地域スポーツ・文化芸術活動</u> の環境の整備に関し必要な事項について調査及び検討をし、意見を述べること。

(2) 八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例

上記(1)の一部改正に伴い、委員の報酬及び費用弁償を定める別表を一部改正

3 施行期日

令和7年7月1日

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する
条例の一部改正（案）の概要について

1 改正の理由

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、市立学校の学校医等の公務上の災害に対する補償基礎額に係る扶養親族の加算額の改定等をするとともに、補償基礎額及び介護補償の額を引き上げるためのものである。

2 改正の主な内容

（1）補償基礎額の扶養加算額の改定

令和7年度における補償基礎額の加算額を改定し、経過措置として令和6年度における補償基礎額の加算額の改定額等を附則に定める。

<改定前>

条例における号	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号
区分	配偶者 (婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	60歳以上の父母及び祖父母	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	重度心身障害者
補償基礎額	217円	334円			217円	

<改定後>

条例における号	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号
区分	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	60歳以上の父母及び祖父母	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	重度心身障害者	
補償基礎額	434円			217円		

（2）介護補償の額の改定

<改定前>

<改定後>

介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるときの補償上限額（1月）	常時介護を受けている場合	172,550円	177,950円
	随時介護を受けている場合	86,280円	88,980円
親族等による介護を受けたときの補償下限額（1月）	常時介護を受けている場合	81,290円	85,490円
	随時介護を受けている場合	40,600円	42,700円

(3) 公務災害補償の算定の基礎となる補償基礎額の改定

<改定前>

医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上
学校医及び学校歯科医の補償基礎額	6,618円	8,283円	9,795円	10,923円	11,718円	12,438円
学校薬剤師の補償基礎額	5,568円	6,470円	7,038円	8,093円	8,950円	9,398円

<改定後>

医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上
学校医及び学校歯科医の補償基礎額	7,285円	8,850円	10,768円	11,963円	12,625円	13,098円
学校薬剤師の補償基礎額	6,110円	7,045円	7,505円	8,623円	9,270円	9,620円

3 施行時期

条例公布の日から施行する。

史跡是川石器時代遺跡第1期整備事業について

1. 事業概要

史跡是川石器時代遺跡を史跡公園として整備し、文化、観光資源として活用していく事業。第1期整備では、約3000年前の縄文時代晚期の中居遺跡を復元する。

2. 追補策定について

これまで、『史跡是川石器時代遺跡第1期整備基本計画』（平成30年3月策定）及び『史跡是川石器時代遺跡第1期整備基本設計』（令和元年3月）に基づき、事業を推進してきた。

令和3年7月の世界遺産登録に伴い、ユネスコによる現代的工作物の撤去勧告に対応する必要が生じたため、対象となる「縄文学習館」の撤去及び撤去後の整備内容等を定めた『史跡是川石器時代遺跡第1期整備基本計画追補』（以下、基本計画追補という。）を令和7年3月に策定した。

あわせて、基本計画追補に基づく『史跡是川石器時代遺跡第1期整備基本設計追補』（以下、基本設計追補という。）を策定した。

3. 追補の概要

(1)公有化の進捗に伴う整備対象範囲の追加

公有化が見込まれる史跡指定地と「縄文学習館」を整備対象とする。

(2)「縄文学習館」解体に伴う整備内容の見直し

解体後は、建設時に見つかった竪穴建物跡2棟を現地直上に復元する。

(3)第1期整備対象範囲の変更及び整備期間の見直し

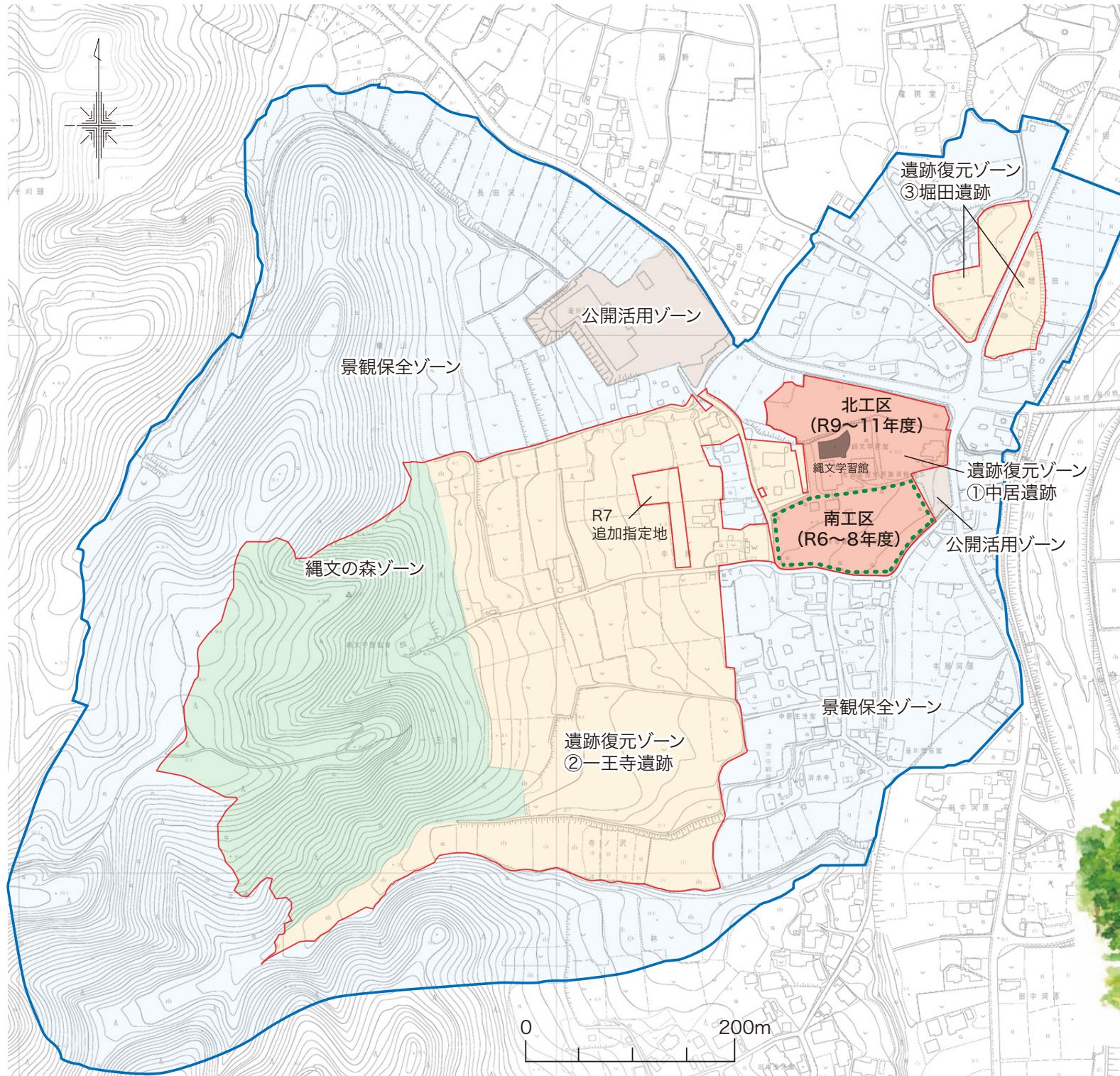
一王寺遺跡を対象範囲から除き、世界遺産構成資産となった中居遺跡を集中的に整備し、早期公開を図る。

4. 全体事業計画

令和7年度から、基本計画追補及び基本設計追補に基づく整備工事を行う。南工区と北工区（公開活用ゾーン含む）の順に整備工事を進める。

工区	令和6	7	8	9	10	11	12
南	工事		完成	供用			
北				工事		完成	供用

是川石器時代遺跡整備計画図
是川縄文館 2025.5



第1期整備(①中居遺跡)

第1期整備 南工区

史跡指定地

史跡周辺の
景観保護区域

遺跡復元ゾーン

公開活用ゾーン

縄文の森ゾーン

景観保全ゾーン

第2期整備…②一王寺遺跡・
③堀田遺跡・縄文の森ゾーン



第1期整備イメージ

八戸市図書館における定期的な休館日の導入に向けた試行について

1. 目的

定期的な休館日を導入することで、職員の業務時間を確保し、利用者ニーズに合った新たな企画をするほか、十分な書架整理により利用者の検索効率及び利用環境の向上を図るなど、利用者サービスの向上につなげる。

2. 試行内容

(1) 指定休館日

本館（八戸市立図書館）と分館（南郷図書館及び図書情報センター）の指定休館日を別な曜日にすることで、市全体として曜日に関わらず継続して図書館サービスを提供できるほか、分館の利用も促進できることから、本館を毎週火曜日、分館を毎週月曜日とする。なお、試行に当たっては、現在の休館日（月末平日、祝日の翌日）に加える形で実施する。

(2) 試行期間

令和7年7月～10月

(3) 指定休館日の試行による休館日数の推移

	試行前	試行後	増加日数
本館	25日	35日	10日
分館	25日	36日	11日

※10月14日～31日（18日間）は、図書館システム更新のため休館。

(4) 利用者ニーズの把握

館内で利用者アンケートを実施し、利用者ニーズを把握する。また、アンケート結果を分析し、その結果を踏まえて本格導入実施に向けて手続きを進める。

3. 今後のスケジュール

時期	内容
令和7年 5月 28日	教育委員会定例会
6月 1日	館内ポスター掲示による周知
6月 5日	中学校長会において報告
6月 19日	小学校長会において報告
6月 20日	広報はちのへ7月号、図書館HPによる周知
7月 1日	試行開始
10月 14日	試行終了、試行の検証・本格実施の検討

本部救急隊の運用について

1 救急需要の現況

当広域消防本部の救急出動件数は右肩上がりに増加しており、令和5年に過去最多の1万5千件を超えた。そのうち八戸市内の出動件数は全体の約70%を占め、月別では8月が最も多く、時間帯別では、7時から18時までの出動件数が全体の3分の2を占めている。

このような中、令和5年8月には八戸市内の救急隊（南郷救急隊を除く6隊）が全て出動状態となる状況が多発し、周辺救急隊が対応せざるを得なくなつたことにより、現場到着までの所要時間が長くなるという事態となり、増加する救急需要への対策が必要となっている。

2 本部救急隊の運用

前記のような状況にある中、令和6年8月に八戸市内において日勤救急隊を試行運用した結果、平日日中に救急隊を1隊増隊したことにより、周辺救急隊の応援を必要とする状況が減少し、119番通報から現場到着までの時間短縮が図られるなどの有効性が確認された。

のことから、令和7年6月1日から消防本部の日勤者で編成する『本部救急隊』を運用し、増加する救急需要に対応することとした。

3 本部救急隊の運用条件等

(1) 条件

八戸市内において救急需要がひつ迫し、出動可能な救急隊が残り1隊となった場合とする。

(2) 時間

平日日中（原則9時から16時までに覚知した救急事案）とする。

(3) 出動範囲

八戸市内とする。ただし、指令救急課長が必要と判断した場合はこの限りでない。

(4) 本部救急隊の編成等

ア 隊員：所属長が指名した消防本部各課の職員（15名程度）が交替で対応する。

※当日の救急隊員3名は、自席から出動するものとする。

イ 車両：非常用救急車を使用する。

(5) 運用開始日

令和7年6月1日

4 今後について

今後も、救急需要増加に対応した救急搬送体制の構築に向けて取り組むとともに、「#7119救急電話相談」の活用や救急車の適正利用等の広報により不要・不急な救急要請の抑制対策にも取り組んでいく。